

徳島県土木工事施工管理基準(案)

令和6年7月

徳島県県土整備部

目 次

1. 目的
2. 適用
3. 構成
4. 管理の実施
5. 管理項目及び方法
6. 規格値
7. その他
8. 出来形管理基準及び規格値
9. 品質管理基準及び規格値
10. 写真管理基準

徳島県土木工事施工管理基準（案）

この土木工事施工管理基準(以下、「管理基準」とする。)は、徳島県土木工事共通仕様書〔令和6年7月〕、第1編1-1-33施工管理に規定する土木工事の施工管理及び規格値の基準を定めたものである。

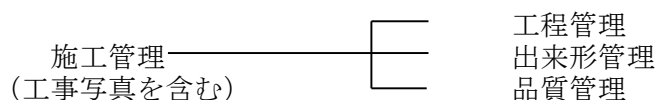
1. 目 的

この管理基準は、土木工事の施工について、契約図書に定められた工期、工事目的物の出来形及び品質規格の確保を図ることを目的とする。

2. 適 用

この管理基準は、徳島県県土整備部及び各総合県民局県土整備部が発注する土木工事について適用する。ただし、設計図書に明示されていない仮設構造物等は除くものとする。また、工事の種類、規模、施工条件等により、この管理基準によりがたい場合、または、基準、規格値が定められていない工種については、監督員と協議の上、施工管理を行うものとする。

3. 構 成



4. 管理の実施

- (1) 受注者は、工事施工前に、施工管理計画及び施工管理担当者を定めなければならない。
- (2) 施工管理担当者は、当該工事の施工内容を把握し、適切な施工管理を行わなければならない。
- (3) 受注者は、管理の目的が達せられるよう、工事の施工と並行して、測定（試験）等を速やかに実施しなければならない。
- (4) 受注者は、測定（試験）等の結果をその都度管理図表等に記録し、適切な管理のもとに保管し、監督員の請求に対し速やかに提示するとともに、工事完成時に提出しなければならない。

5. 管理項目及び方法

(1) 工程管理

受注者は、工事内容に応じて適切な工程管理(ネットワーク、バーチャート方式など)を行うものとする。ただし、応急処理又は維持工事等の当初工事計画が困難な工事内容については、省略できるものとする。

(2) 出来形管理

受注者は、出来形を出来形管理基準に定める測定項目及び測定基準により実測し、設計値と実測値を対比して記録した出来形管理図表及び出来形管理図（設計図面に出来形値を赤書き記入した図）を作成し管理するものとする。

なお、測定は次によるものとする。（測定箇所の詳細は、「補足資料」参照）

- ① 測定基準において測定箇所数「〇〇につき1ヶ所」となっている項目については、〇〇以内の間隔で測定するものとする。また、測定箇所は、測定間隔に偏りが生じないように選定するものとする。
- ② 上記①のほか、起終点及び変化点（断面の前後で構造又は高さが変化する点）は必ず測定するものとする。

(3) 品質管理

受注者は、品質を品質管理基準に定める試験項目、試験方法及び試験基準により管理し、その管理内容に応じて、品質管理図表を作成するものとする。ただし、品質管理基準及び規格値の最右欄に○印のあるものについては、試験成績表等による確認とすることができるものとする。

この品質管理基準の適用は、試験区分で「必須」となっている試験項目は、全面的に実施するものとする。

また、試験区分で「その他」となっている試験項目は、設計図書で指定するものを実施するものとする。

6. 規格値

受注者は、出来形管理基準及び品質管理基準により測定した各実測（試験・検査・計測）値は、すべて規格値を満足しなければならない。

なお、「規格値」とは、設計値に対して許容される限界を示したものであり、必ずこの限界値内に収まっている必要があるものであり、受注者が規格値内に収まるように自身の過去の実績等を基に独自に設定する「管理値」とは異なるものである。

7. その他

（１）工事写真

受注者は、工事写真を施工管理の手段として、各工事の施工段階及び工事完成後明視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準により撮影し、適切な管理のもとに保管し、監督員の請求に対し速やかに提示するとともに、工事完成時に提出しなければならない。

（２）情報化施工

土工の出来形管理について、「T Sを用いた出来形管理要領（土工編）」は「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編」に読み替えるものとし、「T Sを用いた出来形管理の監督・検査要領（河川土工編）」及び「T Sを用いた出来形管理の監督・検査要領（道路土工編）」は「T S等光波方式を用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）」に読み替えるものとする。

（３）3次元データによる出来形管理

I C T施工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定によるものとする。

なお、ここでいう3次元データとは、工事目的物あるいは現地地形の形状を3次元空間上に再現するために必要なデータである。

（４）施工箇所が点在する工事

施工箇所が点在する工事については、施工箇所毎に測定（試験）基準を設定するものとする。

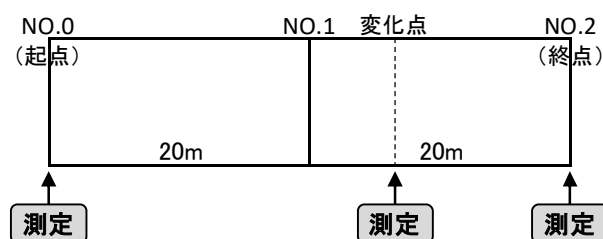
なお、これにより難しい場合は、監督員と協議しなければならない。

出来形測定箇所の選定について

- ・ 出来形管理基準の測定基準において「40mにつき1ヶ所」測定とされている工種については、原則として、以下の①～③に示す測定箇所について測定するものとし、その測定結果（出来形管理図表、出来形管理図、写真等）を提出しなければならない。
- ・ 変化点は、構造又は高さが変化する二重断面となる点、及び床付面の勾配が変化する点とする。
- ・ ただし、現場の状況により、これにより難しい場合は、監督員と協議の上、別途選定できるものとする。
- ・ なお、以下の①～③に示す測定箇所以外の箇所については、測定結果の提出は不要であるが、施工箇所全体に渡り、出来形管理基準に示す規格値を満足するよう施工管理を実施しなければならない。

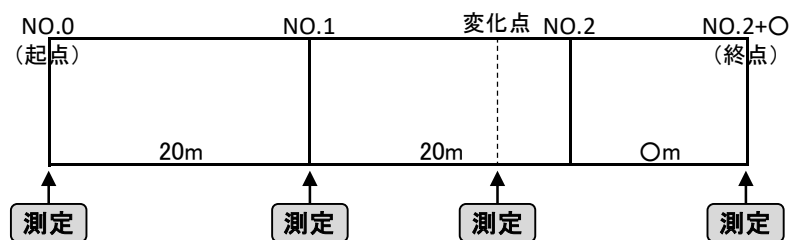
① 施工延長40m以下の場合

測定箇所: 起終点、変化点



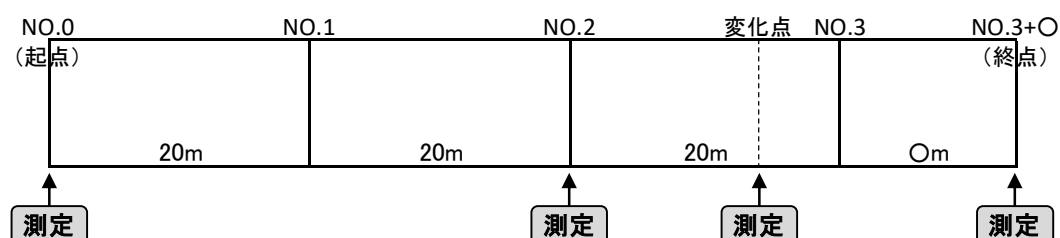
② 施工延長40mを超え60m以下の場合

測定箇所: 起終点、NO.1、変化点



③ 施工延長60m超の場合

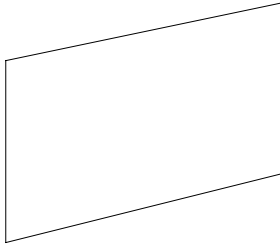
測定箇所: 起終点、偶数NO測点、変化点



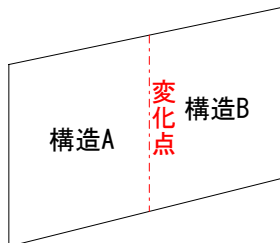
変化点について(参考)

変化点については、以下のケース1～4(※図面は構造物展開図)を参照し設定すること。

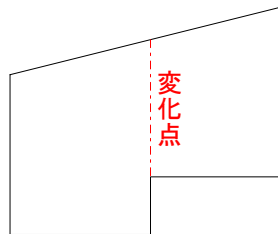
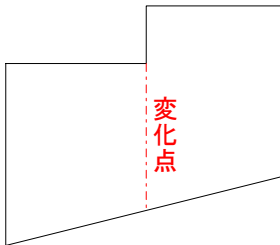
ケース1: 断面変化がない場合→変化点なし



ケース2: 構造が変化する二重断面となる点



ケース3: 高さが変化する二重断面となる点



ケース4: 構造物の天端高や床付面の縦断勾配が変化する点

